

委託業務仕様書(入札参加版)

1. 委託業務名 「PET ボトル再生処理事業者等管理プロジェクト」

2. 委託業務目的

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」第 21 条(以下、容器包装リサイクル法)に基づく指定法人が、再商品化業務として行う再商品化事業の確実な履行ため、指定法人では再商品化事業者の管理指導を強化しているところである。また関係各省や国からの審議会などで PET ボトルのリサイクルの在り方を指定法人にて検討することを求められている。

本プロジェクトでは、これらの事業者から得た情報を有効に活用して適正な業務運営、円滑な調査業務の実施、調査結果のとりまとめ、また、今後の管理業務に役立つ提案を行う等、PET ボトルの再商品化業務が適正かつ円滑におこなわれることを目的としている。更に、今後の PET ボトルリサイクルの更なる推進の為、指定法人としての在り方を検討し、課題解決のための具体的活動を行うことを目的としている。

3. 委託業務に関する指定法人(以下協会)の方針

業務委託は、当協会業務の公益性に配慮し、公共性、透明性に支障をきたさないものであり、かつ、協会が自ら実施するよりも経済性等において有利であり、委託することにより優れた成果が期待されるものでなければならない。

4. 委託業務先の要件

本業務は、容器包装リサイクル法に基づく協会の再商品化事業に係る公共性の高い業務を請け負うことから、委託先の事業者には中立性を有し、高い倫理水準により経営が行われていることが求められるため、以下の2要件を満たすことを業務委託先の要件とする。

- (1) 容器包装リサイクル法に関係の深い再生処理事業者や特定事業者など特定の企業・団体に属していないこと。
- (2) 委託業務に係る重大な法律違反や企業倫理に反する行為が過去1年間以内に無いこと。

5. 委託業務内容

(1) 再生処理事業者の管理情報の分析

協会では再生処理事業者より再商品化実績の報告を受け、これに基づき再商品化費用の支払いや請求を行っている。この内容が適正なものであるかについて、再生処理事業者の報告内容を分析し、協会から提供される記録により判断を行う。不適正行為が疑われる場合は協会に報告を行う。

(2) 再生処理事業者の設備変更・届出変更の審査

期中で再生処理事業者から提出された登録書類(事業者関連書類・施設関係書類・法令順守に関わる書類)の変更について書類審査を行い、審査結果を協会に報告する。

(3) 再生処理事業者に対する現地検査の実施

協会では再生処理事業者に対し、確実な再商品化業務が履行されているか確認するために「現地検査」を行っており、協会の担当者とともにまたは単独で、全事業者に対して原則年1回以上実施し、PET ボトル再商品化に係る専門家の立場から、事業者の状況確認を行う。また現地検査で不適正行為が発見された場合は、速やかに協会に報告する。さらに前年度契約で当年度非契約事業者についても前年度再商品化業務の終了確認を目的として現地検査を実施する。

(4) 再生処理事業者登録審査

再生処理事業者登録申請に関して、各再生処理事業者が提出した書類をもとに、書類審査・現地審査・財務審査を実施する。審査結果は取りまとめを行い協会に提出する。協会においては、この資料を登録申請合否判断の基礎資料として使用する。

(5) 再生処理事業者管理業務の改善効率化提案

上記の他に管理情報分析や現地検査から得た情報を基に、協会を交えた討論を行い、効果的・効率的な管理業務を提案し容器包装リサイクルシステムの構築に寄与するものとする。また再商品化業務の履行に付随して生じる様々な案件への対応に関し、整理・調査等もあわせて実施する。

6. 提出書類

入札参加申し込み事業者に対し、協会より委託業務仕様書(詳細版)等を送付する。そこに提出する書類を提示する。

以上